

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

飛騨・郡上地域特定業務施設整備事業計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県、高山市、飛騨市、郡上市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村

3 地域再生計画の区域

高山市、飛騨市、郡上市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村の全域

4 地域再生計画の目標

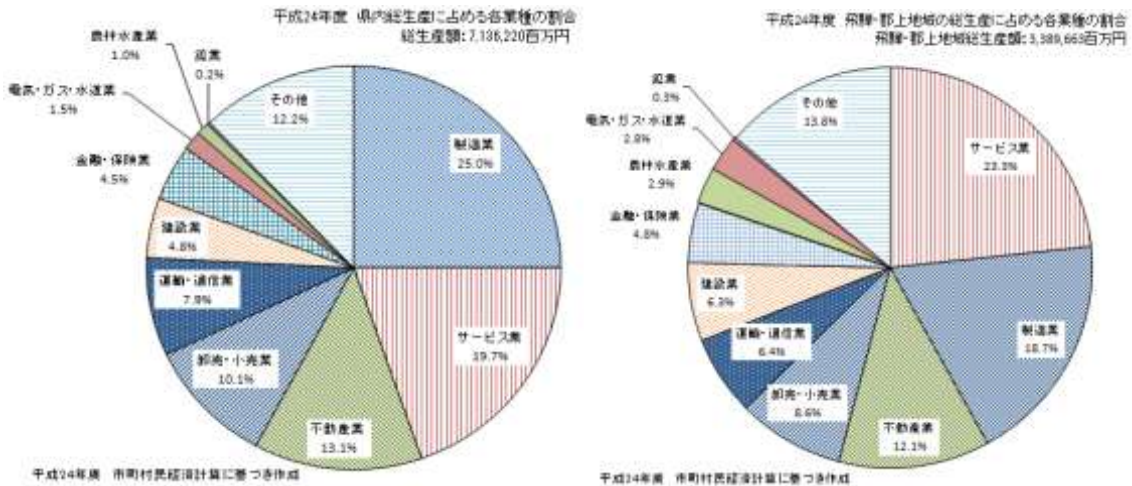
4-1 飛騨・郡上地域の産業の特徴

※ 「飛騨・郡上地域」とは、高山市・飛騨市・郡上市・下呂市・白川村の4市1村における区域の全域。

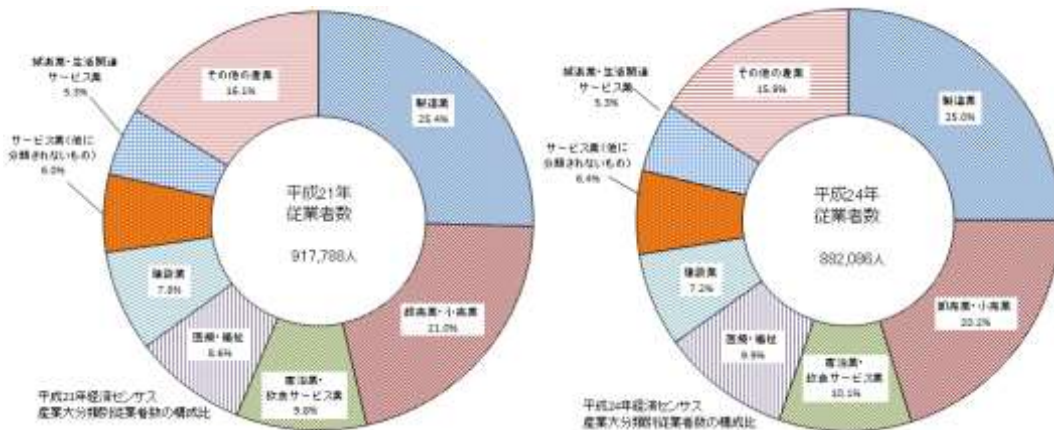
岐阜県は、日本のほぼ中央に位置し、全国では数少ない内陸県の一つである。県土の約8割を森林が占め、北部及び東部の大部分は山地、南部には濃尾平野の一部である美濃平野が広がっている。古くからモノづくりが盛んで、県内総生産額及び従業者数では製造業の割合が全体の約4分の1を占めており、第2次産業のウェイトが高い産業構造が特徴である。

飛騨・郡上地域は、岐阜県の中央部から北部にかけて位置し、郡上おどり、温泉、白川郷、高山の古い町並みといった観光資源や森林資源に恵まれた地域である。総面積は約52万haで県全体の約49%を、人口は約19万人で県全体の約9%を占めている。

飛騨・郡上地域の総生産額に占める製造業の割合は、下図のとおり、18.7%と県内全体における製造業の割合(25.0%)を下回る状況にあるが、飛騨・郡上地域では、古くから「飛騨の匠」と呼ばれる高度な木工技術を持った技術者を多く輩出し、豊富な森林資源を活用して、現在では「飛騨の家具」をブランドにした脚物家具メーカーが集積し、全国有数の家具産地を形成している。また、山間地や高冷地の冷涼な気候を利用した農産物の栽培や牛飼育をはじめ、これらを原料とした食品加工業も盛んであるとともに、大手医薬品メーカーの立地も複数みられる。



このような状況下、岐阜県全体における従業者数は下表に示すとおり、平成21年には約92万人であったのが、平成24年には約88万人に減少している。



なお、平成26年12月に、岐阜県人口問題研究会が公表した中間報告では、高山市が地域の中心都市として機能する「ダム機能都市型」に、飛騨市がダム機能都市型への通勤や転出が多い「ダム機能都市通勤圏型」に、郡上市、下呂市、白川村が他地域への転出も通勤も少なく、自市村内での就業率が高い「自己完結型」に分類された。こうした中、平成26年岐阜県人口動態統計調査では、当地域における社会動態は若年層を中心に前年と比較し差し引き861人減少している。とりわけ最大の減少要因である「職業上の理由」で、差し引き543人流出している。このことから、人口流出の緩和に向けて若い世代が安定して働ける良質な雇用の場を創出するための施策として、企業の本社機能移転を当地域へ促すことが欠かせない重要な要素と言える。

4-2 インフラ整備状況

(交通)

愛知県一宮市で名神高速道路から分岐し、岐阜県内で東海環状自動車道及び中

部縦貫自動車道と接続しながら北上し、富山県小矢部市で北陸自動車道に連結する東海北陸自動車道が、飛騨・郡上地域を縦断し、それを補完する国道156号、国道41号が地域住民の生活道路の役割を担っている。

太平洋側と日本海側を直結する東海北陸自動車道は、東海、北陸両地方の一体的発展に必要不可欠な社会基盤であり、平成30年度には、飛騨清見IC以南の4車線化が完了するとともに、リニア中央新幹線の横断が計画されている岐阜県中津川市(岐阜県東部)へとつながる濃飛横断自動車道との結節も見込まれている。今後、「ヒト・モノ」の動きの加速化に期待が高まる場所である。

(支援機関等)

飛騨・郡上地域の地場産業である木製品関連産業や農産物生産・加工産業を支える教育・研究機関として、家具を製作する木工のスペシャリスト養成を行う岐阜県立木工芸術スクールや福祉用具開発、住環境計測、エコマテリアル技術開発等を主とした生活関連産業を支援する研究機関である岐阜県生活技術研究所が高山市に、作物・野菜・花き・果樹の育種及び栽培試験を行う岐阜県中山間農業研究所が飛騨市に、各家畜の育種改良、飼養管理技術の研究を行う岐阜県畜産研究所が高山市に整備されている。

また当地域の支援機関と連携し、支援体制を補完するため、岐阜大学、岐阜薬科大学の理工系大学や岐阜工業高等専門学校を始めとする高等教育機関、ぎふ技術革新センターなどの県試験研究機関、岐阜県産業経済振興センター等の産業支援機関が県内に集積している。

企業における成長市場の獲得、基盤技術力強化等に対応するため、平成31年4月に岐阜大学敷地内に「岐阜県食品科学研究所」が設置され、県内の食品関連企業に対する技術相談、共同研究、高度な分析などでフルサポートする体制が整えられた。また、令和元年6月には、工業技術研究所、産業技術センター、情報技術研究所の3つの研究所の機能を集約し、ワンストップサービスに対応する新たなモノづくり拠点として「岐阜県産業技術総合センター」を整備するなど、工業系試験研究機関の機能強化を図っている。

なお、県内3拠点(岐阜市2・多治見市1)に岐阜県総合人材チャレンジセンターを整備し、生活・就労相談業務、就職促進業務をはじめ、地域企業への質の高い人材供給に向けた取り組みを展開している。

また、「男女共同参画・女性の活躍推進センター」において、平成28年11月から、結婚、出産、育児等を機に離職した女性の再就業の支援に取り組むとともに、「岐阜県成長産業人材育成センター」を整備し、航空宇宙産業、医療・福祉機器産業等の成長産業に係る人材育成拠点を形成している。さらには、産学金官が連携して、高度技術者の育成、確保及び定着の支援に向けた「産学金官連携人材育成・定着プロジェクト」を実施するため、平成27年度に当該プロジェクトに関する

推進協議会を立ち上げた。

4-3 近年の企業立地動向と今後の見通し

経済産業省が発表した令和4年の岐阜県における工場立地動向調査結果では、製造業の立地件数が56件で全国3位、立地面積が69.3haで全国3位となり、共に全国平均の19.6件、27.2haを上回る結果となった。

飛騨・郡上地域は、東海北陸自動車道が縦断しており、優れた交通アクセスを背景に県外からの企業立地が行われている。

工場立地動向調査（製造業）

（単位：件数、ha、%）

	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
		うち 県外		うち 県外		うち 県外		うち 県外		うち 県外
立地件数（件）	26	12	41	20	37	12	41	12	34	10
うち本計画区域	2	1	1	1	6	1	2	0	0	0
割合（%）	7.7	8.3	2.4	5.0	16.2	8.3	4.9	0	0	0
立地面積（ha）	52.5	29.5	44.8	31.0	34.5	10.3	36.6	15.6	98.5	17.2
うち本計画区域	10.4	9.8	1.1	1.1	2.6	0.2	0.8	0	0	0
割合（%）	19.8	33.2	2.5	3.5	7.5	1.9	2.2	0	0	0

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		うち 県外		うち 県外		うち 県外		うち 県外		うち 県外
立地件数（件）	43	14	53	16	46	16	50	21	56	21
うち本計画区域	2	1	3	2	5	1	4	0	3	1
割合	4.9	7.1	5.6	12.5	10.8	6.25	8.0	0	5.4	4.8
立地面積（ha）	56.8	31.8	43.5	14.7	49.8	30.8	75.5	35.1	69.3	49.8
うち本計画区域	0.7	0.3	1.6	0.5	2.7	0.5	7.6	0	3.4	2.1
割合	1.2	0.9	3.7	3.4	5.4	1.6	10.1	0	4.9	4.2

※県外・・・県外に本社を有する企業の立地

岐阜県では市町村等と連携して、さらなる企業立地のため、令和6年（2024年）の東海環状自動車道西回り区間の開通区間拡大を見据えて、当地域と併せて350haの新たな工場用地の開発を戦略的に推進していく。

4-4 地域再生計画の目標

飛騨・郡上地域では、立地環境をより充実させることにより、企業等の特定業務施設の整備（移転・拡充）を積極的に後押しし、地域における就労機会の増大・雇

用の場の創出を図ることを目標とする。

【目標1 企業等の特定業務施設の整備件数】

本計画5-3(2)イで定める地方活力向上地域内における東京23区からの移転を伴う特定業務施設の整備(移転型事業の認定件数)を2件、本計画5-3(2)ロで定める地方活力向上地域内における特定業務施設の整備(拡充型事業の認定件数)を7件とする。

【目標2 就労機会の増大・雇用の場の創出】

企業等の特定業務施設の整備(移転・拡充)により、42人の就労機会の増大・雇用の場の創出を図る。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

岐阜県では、「岐阜県成長・雇用戦略」を策定し、全県下で戦略的な工場用地開発の推進と新たな企業誘致戦略を展開すべく、平成26年8月に岐阜県企業誘致戦略推進本部を立ち上げるとともに、地域(エリア)の特性を生かした企業誘致を推進するため、同推進本部の下に4エリアの推進協議会を設立した。

当地域においては平成26年10月に飛騨・郡上地域企業誘致戦略推進協議会を立ち上げ、既存医薬品メーカーの立地を活用しつつ、冷涼な気候と豊富で良質な水等の自然の恵みに併せ、クリーンな立地環境を背景に新ヘルスケア産業を中心とした企業集積に向け、地元市町、経済団体及び金融機関が一体となって企業誘致戦略を進めている。

この一環として、幅広い業種の本社機能移転・拡充の誘致にも積極的に取り組むべく、県及び当地域の市と村が一体となって5-3(2)のとおり、対象地域を設定するとともに、新規立地をワンストップ窓口で支援し、各種奨励金の交付や、移住・定住支援などを行っていく。

また、岐阜大学と連携し、県内立地企業のための高度技術者の育成・確保及び定着支援を行う「産学金官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会」を立ち上げ、当地域を含めた県内企業への学生の就職を促進していく。

これらの取り組みにより、企業の本社機能の移転及び域内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を推し進め、当地域における就労機会の創出を図る。

5-2 特定政策課題に関する事項

特になし

5-3 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の名称及び番号

地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

(内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省)【A3005】

(2) 地方活力向上地域

イ 地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

高山市、飛騨市、郡上市、下呂市、白川村の一部区域(別紙1のとおり)

ロ 地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業の対象となる地域

高山市、飛騨市、郡上市、下呂市、白川村の一部区域(別紙1のとおり)

(3) 地方活力向上地域の設定について

イ 移転型事業の対象地域

地方活力向上地域となる本計画5-3(2)イで定める地域は、事業活動を展開しやすい商業系・工業系用途地域を中心に設定した。平成26年の工場立地動向調査(経済産業省)によると、岐阜県外に本社を置く企業(製造業)の立地件数が1件あり、県外の企業からも当地域のポテンシャルの高さが評価されており、東京23区からの特定業務施設の整備(移転)が期待されている。

ロ 拡充型事業の対象地域

拡充型事業の対象地域である本計画5-3(2)ロの地域は、人口規模が約19万人の経済圏で、昼間人口や事業所数は下記のとおりである。

(単位：人・所)

最新の人口 (R4人口動態調査)	人口 (H22国勢調査)	昼間人口 (H22国勢調査)	事業所数 (H24経済センサス)
172,127	202,017	201,292	13,609

当該地域は、東海北陸自動車道、国道41号、国道156号、JR高山本線が南北に延び、自然的社会的経済的な一体性を保持していることに加え、前述した教育・研究機関が整備されている。

また、郡上市の勝光島をはじめとする工場集積地域が点在しており、木工家具製造の飛騨産業株式会社(高山市)、医薬品原薬製造のアルプス薬品工業株式会社(飛騨市)、医薬品製剤製造のニプロファーマ飛騨工場株式会社(飛騨市)、医薬品製造の日医工株式会社(高山市)、工作機械製造の株式会社和井田製作所(高山市)、乳酸飲料製造の株式会社ノーベル(郡上市)などが立地しており、拡充型事業の対象地域は既存企業の拡張ニーズに応えられるよう、既存の産業集積地を中心に設定した。

近年では、KYB金山株式会社(本社：東京都)が下呂市で、中国木材株式会社(本社：広島県)が郡上市で、株式会社TEKNIA(本社：愛知県)

が郡上市で拠点を整備しており、今後も、域内や近県の特定業務施設の整備（移転・拡充）が期待されている。

(4) 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容等

イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業

①地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業

【事業概要】

企業等により実施される東京23区からの移転を伴う特定業務施設の整備

【実施期間】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

【実施場所】

本計画5-3(2)イで定める地方活力向上地域内

②地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業

【事業展開】

企業等により実施される特定業務施設の整備（移転・拡充）

【実施期間】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

【実施場所】

本計画5-3(2)ロで定める地方活力向上地域内

ロ 不動産取得税の課税免除制度の創設

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備を促進するため、当該整備に伴う課税免除制度を新たに創設する。

【実施主体】

岐阜県

【実施期間】

平成30年4月から令和8年3月

ハ 事業税の不均一課税制度の創設

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備を促進するため、当該整備に伴う不均一課税制度を新たに創設する。

【実施主体】

岐阜県

【実施期間】

平成27年10月から令和8年3月

ニ 固定資産税の課税免除及び不均一課税制度の創設

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備を促進するため、当該整備に伴う課税免除及び不均一課税制度を新たに創設する。

【実施主体】

課税免除：高山市

不均一課税：高山市

【実施期間】

課税免除：平成30年10月から令和8年3月

不均一課税：平成28年9月から令和8年3月

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 支援措置によらない独自の取り組み

イ ワンストップ相談窓口の設置又は機能強化

【事業概要】

企業の特定期業務施設の整備が円滑に進むよう、煩雑な各種手続きをワンストップで総合的に支援する体制を整備（設置又は機能強化）する。

当該相談窓口では、適地紹介、各種補助制度の手続き支援、移住・定住促進部署と連携した生活面での支援等を行う。

【実施主体】

岐阜県、高山市、飛騨市、郡上市、下呂市、白川村

【実施期間】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

【参 考】

岐阜県では、平成27年4月1日に本社機能移転サポート窓口を設置。

ロ 特定業務施設の整備に対する財政支援の拡充

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備に対する財政支援として、投資金額の10～15%を補助する制度、取得した土地の課税評価額の20%を補助する制度、固定資産税相当額等や都市計画税相当額等を3～10年間助成する制度、また操業にあたって新たに雇用した従業員のうち当該市村に在住する方に対し、1人あたり5～30万円を交付する雇用促進奨励金制度等を新たに創設、または既存制度の拡充を図る。

【実施主体】

岐阜県、高山市、飛騨市、郡上市、下呂市、白川村

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

【参 考】

岐阜県では、平成27年度に岐阜県本社機能移転促進事業補助金を創設。平成30年10月に雇用要件を10人（中小企業5人）から5人（中小企業2人）に引き下げ、制度を拡充している。さらに、令和元年10月から、東京23区内からの本社機能移転に対する補助メニューを拡充し、補助金額を5億円上乗せし、最大10億円に拡充。

なお、平成27年4月から、製造業の立地を対象とした岐阜県企業立地促進事業補助金について、新たに中小企業枠を設け、投資額要件を10億円以上から5億円以上に引き下げ、制度を拡充している。

ハ 人材の確保に関する支援

①岐阜県中小企業総合人材確保センター等を活用した支援

【事業概要】

生活・就労相談業務、就職促進業務を展開している岐阜県総合人材チャレンジセンターや、平成29年4月に、県内企業の人材確保に関する総合支援拠点として設立された岐阜県中小企業総合人材確保センターを活用し、企業等の人材の確保を支援する。

【実施主体】

岐阜県

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

②就職説明会の開催、企業・求人ガイドブックの作成等

【事業概要】

新卒就職希望者や県外転出者等を対象とした就職説明会の開催や、地元企業紹介、求人情報を掲載した冊子を作成、配布し、地元での雇用確保を支援する。

【実施主体】

高山市、下呂市

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

③地元就職サポートバンクによる地元就職の促進

【事業概要】

大学や専門学校等に進学し、将来地元就職を希望する方を対象に市内における就職情報を提供し、雇用確保を支援する。

【実施主体】

高山市、下呂市

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

ニ 工場用地の開発促進

①工場用地の開発支援

【事業概要】

県内の工場用地開発を戦略的に推進するため、市町村の工場用地候補地の基本的調査（開発可能性調査・需要調査）を実施するなど、関係機関の開発支援を展開し、企業の特定業務施設の整備を促す。

【実施主体】

岐阜県

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

【事業概要】

市町村の工場用地開発をさらに推進するため、市町村の要請に応じて専門家（アドバイザー）を派遣し、候補地により異なる工場用地開発に関する課題の整理・解決を支援する。

【実施主体】

岐阜県

【実施時期】

平成30年4月から令和13年3月

【参 考】

岐阜県では、市町村等が計画する工場用地の開発を促進させるため、開発手法の提供や支援を展開している。

②用地情報の開示

【事業概要】

ホームページ等の媒体を利用して、用地情報を適宜開示し、企業の特定業務施設の整備を促す。

【実施主体】

岐阜県、高山市

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

ホ 特定業務施設の整備企業の従業員を対象とした生活面での支援

【事業概要】

移住・交流セミナーの開催、U・I・Jターン就職者への家賃・住宅購入費補助等を行い、生活面でのサポートを実施する。

【実施主体】

岐阜県、高山市、下呂市

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

【参 考】

岐阜県では、首都圏の移住希望者に向けた相談窓口として「清流の国ぎふ移住・交流センター」を平成27年4月に東京都に開設している。

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和13年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

本計画4に示す地域再生計画の目標については、計画期間中毎年度、必要な調査を行い状況の把握を行うとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うものとする。

目標1の企業の特定期業務施設の整備件数は、地方活力向上地域等特定期業務施設整備計画の県認定件数から算出し、目標2の就労機会の増大・雇用の場の創出は、地方活力向上地域等特定期業務施設整備計画の実績から算出する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

<飛騨・郡上>

(単位：件、人)

目標	27 1年 次	28 2年 次	29 3年 次	30 4年 次	31 5年 次	2 6年 次	3 7年 次	4 8年 次	5 9年 次	6 10年 次	7 11年 次	8 12年 次	9 13年 次	10 14年 次	11 15年 次	12 最終 年度	合計
企業等の特定 業務施設の整備件数	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	9
【目標1】																	
移転型事業の 認定件数	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
拡充型事業の 認定件数	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	7
就労機会の増大・ 雇用の場の創出	7	7	7	7	7	1	1	2	1	0	0	1	0	0	1	0	42
【目標2】																	
移転型事業で の雇用創出	0	0	0	7	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	10
拡充型事業で の雇用創出	7	7	7	0	7	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	32

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

本計画4に示す地域再生計画の目標の達成状況については、中間評価及び事後評価の内容を、岐阜県ホームページ上で公表する。

8 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

9 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

10 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし